

利用料及びその他費用の額

(指定訪問リハビリテーション及び
指定介護予防訪問リハビリテーション)

サービスの内容・具体的な料金等については、ご担当のケアマネジャーさんへ
または、当事業所までご連絡下さい。

営業時間・お問い合わせ

ご利用時間：平日 9：00～17：00

土曜 9：00～13：00

※日曜・祝祭日、診療所休診日はお休み

電話：0157-24-7770

住所：北見市桜町5丁目17-1

訪問リハビリテーションの利用者の自己負担額は下記の通りとする。

1. 利用料 介護保険負担者割合又は特定医療費の利用者負担の割合（負担額）とする。

【要介護1～5】の方	介護保険法の算定要件	自己負担額 (1割の場合)
訪問 リハビリテーション費	利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に1週に6回を限度として算定する。	1回につき 292円
サービス提供体制強化加算	利用者に直接提供する理学療法士・作業療法士のうち、勤続年数が3年以上の者が1名以上いる場合。	1回につき 6円
短期集中リハビリテーション 実施加算	1日につき200円 ①利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のため入院（所）した病院（診療所）又は介護保険施設から退院（所）した日又は要介護（要支援）認定を受けた日から3月以内の期間に集中的に（1日20分以上のリハビリテーションを1週2回以上）行われた場合。 ②要介護1～5の利用者は、リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を算定していなければ、短期集中リハビリテーション実施加算は算定できない。	
リハビリテーション マネジメント加算 （Ⅰ）～（Ⅳ）	1月につき（Ⅰ）230円・（Ⅱ）280円・（Ⅲ）320円（Ⅳ）420円のみ3月に1回を限度 リハビリテーション事業所の医師によるリハビリ指示により、医師・理学療法士・作業療法士によるリハビリ計画の進捗状況を定期的に評価、必要に応じて計画を見直し、理学療法士・作業療法士が、介護支援専門員を通じて、指定居宅サービスに該当する事業に係る従事者に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達。またその家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言。医師によるテレビ電話を使用した当該会議への参加。リハビリ計画について、計画作成した医師による説明と同意またはリハビリ計画作成に関与した理学療法士・作業療法士が説明・同意を得る。 以上から算定項目内容により評価。	
社会参加支援加算	1日につき 17円 利用者が、社会参加へのスムーズな移行ができるよう、利用者へのリハビリテーション計画を基に実施し、その結果利用者のADLとIADLが向上し、社会参加に資する他のサービス等に移行できるなど、質の高いリハビリテーションを提供している事業所の体制を評価。	

介護保険負担者割合又は特定医療費の利用者負担の割合（負担額）とする。

【要支援１・２】の方	介護保険法の算定要件	自己負担額 (１割の場合)
要支援１・２ 介護予防 訪問リハビリテーション費	利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して１回当たり２０分以上指導を行った場合に１週に６回を限度として算定する。	１回につき ２９２円
サービス提供体制強化加算	利用者に直接提供する理学療法士・作業療法士のうち、勤続年数が３年以上の者が１名以上いる場合。	１回につき ６円
予防短期集中 リハビリテーション加算	利用者がリハビリを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のため入院（所）した病院（診療所）又は介護保険施設から退院（所）した日又は要支援認定を受けた日から、３月以内の期間に集中的に（１日２０分以上のリハビリテーションを１週２回以上）行われたリハビリに対しての評価。	１日につき ２００円
要支援１・２ リハビリテーション マネジメント加算	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、リハビリ実施に当たり当該事業所の理学療法士、作業療法士に対し、利用者に対する当該リハビリの目的に加えて、当該リハビリ開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリを中止する際の基準、当該リハビリにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか１以上の指示を行なうこと。おおむね３月ごとにリハビリ計画書を更新。理学療法士・作業療法士が介護支援専門員を通じて、従業者に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達。指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該利用者に対して３月以上継続利用が必要と判断する場合には、リハビリ計画書の備考欄に継続利用が必要な理由、その他の指定介護予防サービスへの移行の見通しを記載。	１月につき ２３０円
要支援１・２ 事業所評価加算	訪問リハビリテーション事業所での運動器機能向上サービスについて、評価対象期間に、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービス提供を評価。	１月につき １２０円

２．交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域	北海道北見市
上記実施地域以外にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。 なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額となります。 - 事業所から、片道おおむね３０ｋｍ未満 ５００円 - 事業所から、片道おおむね３０ｋｍ以上 １，０００円 交通費の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。	

３．その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者の負担となります。